

別表 6（認定品目：再生塩化ビニル管・継手）

| 認 定 基 準 | |
|-----------|---|
| 項 目 | 基 準 |
| ①対象資材 | <p>廃棄された硬質塩化ビニル管・継手を再生資源として含有する塩化ビニル管で、以下のもの。これら以外の再生資源を含有しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 |
| ②品質性能 | <p>以下の規格に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管（REP-VU） AS58 建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（RF-VP） AS59 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管（RS-VU） AS62 |
| ③再生資源の含有率 | <ul style="list-style-type: none"> 再生資源である硬質塩化ビニル管・継手の重量が製品重量の30%以上であること。 環境負荷低減等の効果が認められるものについては、この含有率の限りでない。 |
| ④環境安全性 | <p>基準適用なし。ただし、再生資源以外の廃棄物の付着により溶出量基準 I 群に属する物質の溶出の可能性がある場合は、溶出量基準 I 群のうち当該溶出の可能性のある物質に係る基準。</p> |
| ⑤品質管理 | <p>公的規格等取得工場又は ISO 9001 認証取得工場で製造等がなされ、当該規格等に沿った品質管理がなされること。</p> |
| ⑥環境負荷 | <ul style="list-style-type: none"> 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表 6-1 に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。 |

別表 6-1 環境負荷増減状況

| | 段階 | 新材製品との比較内容 |
|------------|--------|--|
| 環境負荷増減検討項目 | 製造 | ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。 |
| | 流通 | イ 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。 |
| | 使用消費 | ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。 |
| | 廃棄 | エ 廃棄時に新材による製品に比べ処理困難物とならないか。埋立等により生態系の破壊を引き起こさないか。 |
| | 再リサイクル | オ 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取組は実施しているか。 カ 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。 |